

旧緊急時避難準備区域（田村市）から避難している申立人らについて、診療録等により認められる事故前から患っていた病気及び事故後発症した病気に係る避難中の病状の悪化及び避難前住所地付近の復興状況等を考慮し、平成24年9月以降の避難継続の必要性を認め、平成26年3月分までの日常生活阻害慰謝料、生活費増加分等が賠償された事例。

## 和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1及び同X2（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、別紙の損害項目（別紙の対象期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

### 2 和解金額

被申立人は、前項の損害項目に対する和解金として、申立人らに対し、金535万1652円の支払義務があることを認める。

### 3 支払方法

（省略）

### 4 清算条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

（1）本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。

（2）本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

### 5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らが1通、被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成28年9月12日

（仲介委員 堀晶子）

平成〇〇年（東）第〇号 申立人X 1 外 1 名				
損害項目		申立人	対象期間	金額
精神的損害 (日常生活阻害慰謝料)		X 1	H24. 9. 1～H26. 3. 31	2, 470, 000 円
		X 2	H24. 9. 1～H26. 3. 31	2, 470, 000 円
生活費増加費用	水道代	X 1	H24. 9. 1～H26. 3. 31	110, 994 円
生命身体の損害	通院慰謝料	X 1	H26. 7. 1～H27. 6. 30	12, 000 円
		X 2	H26. 7. 1～H27. 9. 30	108, 000 円
	通院交通費	X 1	H26. 7. 1～H27. 6. 30	1, 056 円
		X 2	H26. 7. 1～H27. 9. 30	11, 128 円
	文書取得料	X 2	H27. 10. 1	12, 600 円
弁護士費用				155, 874 円
合 計				5, 351, 652 円